

令和6年度第1回根室圏域地域づくり委員会 「成年後見制度の現状と課題」

令和6年8月26日(月曜)@別海町

猪原健弘(いのらはたけひろ)

弁護士、一般社団法人後見ネット道東代表理事

電話 050-3095-4995(一般社団法人後見ネット道東)

0153-77-9713(なかしべつ法律事務所)

EMAIL TK.INOHARA@OUTLOOK.COM

私の略歴

出身 岡山県岡山市

平成21年12月、札幌弁護士会に弁護士登録。

平成24年9月、釧路弁護士会に登録換え。司法過疎地域の中標津にやってきました。

平成27年12月、伊藤啓太弁護士が入所。

平成29年1月、「なかしべつ法律事務所」に名称変更。

令和2年11月、「一般社団法人後見ネット道東」(代表理事)を設立。

令和3年8月、伊藤啓太弁護士はアメリカイリノイ大学へ留学。

令和6年3月、伊藤啓太弁護士帰国。共同事務所形態に移行、現在に至る。

有資格：ホームヘルパー2級、障害者ヘルパー2級、保険医指導・監査対策対応認定弁護士

なかしべつ法律事務所(釧路弁護士会所属)

所在地:(※令和5年11月に移転)

中標津町東1南3丁目2-1 やまりんビル1階
(蕎麦の伊とうさんと鶴亀さんの間)

電話:0153-77-9713

営業時間:平日9時から17時。

所属:私のほか、伊藤啓太弁護士

一般社団法人 後見ネット道東

令和2年11月設立

代表理事 猪原健弘

弁護士(中標津町)、なかしべつ法律事務所

副理事 菅原日出男

司法書士(別海町)、菅原日出男司法書士事務所

理事 宗形一輝

司法書士(中標津町)、中標津町町議
宗形一輝司法書士務所

理事 丹羽大地

行政書士(別海町)、丹羽行政書士事務所

理事 浜尾勇貴

精神保健福祉士・社会福祉士(中標津町)
相談支援事業所あくせす根室

理事 西山未穂

社会福祉士(標津町)
元標津町役場地域包括支援センター所属

後見ネット道東の業務

1 高齢者や障害者の法人後見業務

- ・羅臼町、標津町、中標津町、別海町→釧路家庭裁判所標津出張所が管轄

- ・根室市→釧路家庭裁判所根室支部が管轄

2 市民後見人養成講座、各種講演の講師派遣

3 「中核機関」の業務受託、又は委員派遣を検討中

0 成年後見人等(3類型)

1 3類型(※改正の議論あり)

【後見人】選任に本人の同意は不要。包括的代理権あり。

【保佐人】選任には本人の同意が必要。一定の代理権、同意権あり。

【補助人】選任には本人の同意が必要。一定の代理権、同意権あり。

2 申立人は、本人、4親等以内の親族、町長

1 後見人の活動内容は？

① 身上監護

② 財産管理

① 身上監護

ヘルパーではないので、トイレ、風呂、移動の介助の支援自体を行うわけではない。

自宅生活のままだいいのか、自宅では危ないのか、施設入所を検討しないといけないのか。

要支援介護認定手続き等。

訪問介護、デイ、ショートステイ、施設入所契約等々。地域包括とケアマネに相談。

入所している施設や訪問介護で適切な支援がなされているか、虐待被害を受けていないか、監視チェックの視点を持つことも必要です。

全国の市民後見人の中には、亡き夫の法要の手配をしたり、墓参りに連れていったり、本人の安否確認を兼ねて本人を定期的に訪問し、話し相手をしてくれたりする人もいます。

②財産管理

- 1 金融機関に届け出をして、預金口座から、日常生活の各種支払い。
- 2 横領着服はもちろんアウトですが、不当に財産を流出させてはいけません。しかし、貯めることが目的ではありません。本人にとって有意義なことであれば、どんどん使ってもらえばよいと思います。
- 2 負債があるなら、債務整理(おそらく自己破産)をして負債を処理する必要があります。処理しないと、施設にとっても嫌がられます。後見人が自分でなくても、外部弁護士に依頼してもOKです。
- 3 年金が僅少ななら、生活保護要件を満たさないだろうか？保護費がプラスでわずかししか出なくても、医療費がかからなくなります。医療費滞納前に申請のタイミングを逸しない。
- 4 町に残された古い自宅をどうするか。(私見では、空き地空き家部署と税務課と福祉事務所のコラボ案)

釧路家裁管内の件数、担い手は？

資料1（家連協配布資料抜粋）

1 釧路家裁本庁

→市民後見人の活躍が全国的に見ても著しい。

2 釧路家裁帯広支部

→帯広市社協の法人後見の数が著しい。

3 釧路家裁標津出張所

→市民後見人が選任される見通しは立っていない。専門職も少なく、専門職個人が選任を受けて対応するものすぐに限界となる。中標津社協、別海社協、後見ネットが法人後見として選任を受け、養成講座受講済みの方に協力してもらうか。

後見ネット道東の法人後見選任状況

合計14件(2024/8/1時点)

※令和5年度中に2名の被後見人、1名の被保佐人が他界されました。

【後見9件】

羅臼1(GH若年性アルツハイマー)、

標津3(特養高齢者、小規模多機能高齢者、特養高齢者)

中標津3(GH高齢者、GH障害者、特養高齢者)、

別海1(特養高齢者)、北見1(GH失語症)

【保佐3件】

中標津2(在宅障害者、GH高齢者)

別海1(在宅障害者)

【補助2件】

補助2件(在宅障害者、在宅障害者)

2 根室地域における事例の特徴？

1 子ら世代が根室地域にいない。

在宅？施設入所？入所契約は誰が？本人が判断能力を欠いているレベルだったら？周囲の者があたふた。

2 子ら世代、親族が根室地域にいるが、子らどうし、親族間が疎遠。

高齢両親の金銭を管理しているが、互いに不審に思っている？不明朗な支出があると、不審が増幅する。

3 都市部の金融機関は、口座名義人が窓口に行かないと絶対に出金できないが、根室地域では子、親族、施設職員が高齢本人の預貯金口座を持参して出金できることもよくある。都市部では、代理人が窓口で「本人少し認知でね～」と単語を出した瞬間、口座がロックされることもあるらしい。

4 ツケで買い物ができるしまう。

事例1 在宅高齢者

- ・子らは、都市部に出て、本人は地元の自宅で一人暮らし。地域包括にはつながっていて、訪問介護やデイなどは一応利用。(もしも、地域包括につながっていなければ、民生委員？町の商店？隣人？町内会？が地域包括へ誘導し、地域包括で整理整頓)

- ・収入は2か月に1回の年金だけ。

- ・サラ金の督促状や町の滞納の書類、ガスの督促状などが自宅に届いている。

- ・町内の商店へのツケもあるかもしれない。病院もツケ？

→家計のやりくりをうまくできていないようだ。

→家計管理係がいれば、在宅可能なのか？そもそも在宅も危ういのか？地域包括が整理整頓して関係者招集してケア会議。

事例2 施設入所高齢者

- ・在宅から施設入所に際し、子らや親族で手伝う人がいればよいが、いない場合どうやって入所するか？
- ・本人の判断能力が著しく低下している場合、本人の預貯金口座の管理、本人の施設代の支払、自宅に転がっていた督促状(負債)の処理、残された自宅の処分は誰がどうするか？
- ・負債は自己破産するか？
- ・自宅は売却するか、そもそも売却できるのか？
- ・施設代は、親族が本人の預貯金口座を管理して、毎月問題なく払ってくれているか、あれれ、なぜか、支払いが滞っている？
- ・その親族は現役世代か？本人同様に高齢なのか？いつまで支払係をできるのか？

事例ア GH障害者

60代の太郎さんは、知的障害あり。グループホームに入所。

親族が預金通帳管理していたが、グループホームの支払いが滞納となっている。

経済的虐待の疑いあり。

→本人申立て、親族申立て、町長申立て。

後見人は、通帳履歴などを調査して、不当利得者に対し、不当利得返還請求、又は、不法行為に基づく損害賠償請求を検討。被害回復を試みる。

後見人自身でできなくても、外部弁護士に相談依頼すれば足りる。法テラスを利用できるなら利用する。

経済的被害（既遂、未遂）

- 1 在宅の場合、同居両親や兄弟姉妹が金銭管理をしているかもしれません。両親が高齢の場合、いつまで管理できる？
- 2 グループホームに入所している場合、親族が金銭管理をしているかもしれません。GH代は滞りなく支払われていますか？親族が別用途に費消したりしていませんか？

事例イ 在宅障害者

太郎さんは、一般就労で給与は20万円。妻花子さんは、アルバイトで給与8万円。

太郎さんは、パチンコがやめられない。給与の額がいいから、金融機関がお金を貸してくれる。借りてまたパチンコ。借金300万円以上。

2人とも仕事はできるが、家計のやりくり、見通しを立てることができない。

両名に軽度の知的障害が判明し、妻は療育手帳を取得、障害者年金も受給。アルバイト継続。

→補助人選任。

金銭管理不得手

1 本人が金銭管理をしているかもしれません。例えば、軽度知的の方の場合、日常生活も自由に送っています。カラオケ、マック、カーブスなどルーティンがあったり。最近、クレジットカードは容易に発行できます。「キャッシング」だけでなく、「ショッピング」も1回払いではなく、「リボ払い」で買い物ができます。月額の支払額は少額ですが、少しずつ債務総額は増えていきます。支払いが遅延した時、コールセンターのお姉さんは優しいので、「とりあえず1000円だけでもいいですよ」と。どうしても支払いに困れば、本人は、新しいクレジットカードを作ってしまう。エンドレス。

2 スマホを利用できている方だと、AUペイ、d払い、ソフトバンクペイ？など、携帯電話代と合算で請求できる方式も容易にできてしまう。ラインやペイペイから容易に借入れもできてしまう。

同意権（民法13条1項） → 取消権

民法13条1項記載の重要な行為は、以下のとおりです。

- 1 元本を領収し、又は利用すること。
- 2 借財又は保証をすること。
- 3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- 4 訴訟行為をすること。
- 5 贈与、和解又は仲裁合意（中略）をすること。
- 6 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- 7 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- 8 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- 9 民法602条に定める期間を超える賃貸借をすること。

→ 保佐人の同意なく、本人が勝手に行った上記行為は、後日保佐人が取り消すことができる。

同意行為目録

・軽度知的の方の場合、裁判所に申し立てる際、同意行為目録に以下の行為も入れてほしいと要請すると、

・「クレジットカード発行契約の締結行為」

自体を同意行為目録に入れてくれる場合がある(ただし、本人の同意が必要。)。この場合、後日、クレジットカードを勝手に発行していることが判明した場合、カードによる取引利用内容に関係なく、取消権行使できる。

軽度知的の方の事案はいろんなことが

iPad買っちゃった

iPhone買っちゃった

開運財布買っちゃった

ダイエットDVDセット買っちゃった

カーブス契約どうする？

クレジットカードまた作ったの？リボ払いだから大丈夫？？

↑「取消権」行使するか、「同意」するか

3 障害者が後見制度を利用する端緒は？

1 経済的虐待被害。

→経済的被害回復、さらなる経済的被害防止。

→経済的被害が端緒で後見人選任手続きが始まった場合、専門職（弁護士）が選任されることが多い。弁護士後見人は、本人の代わりに、加害者に対し、不当利得返還請求、損害賠償請求をする。場合によっては訴える。

2 親亡き後に備え。

3 そのほか、性的被害、身体的被害が端緒で後見人選任手続きが始まった場合や親族紛争を抱えている場合、専門職（弁護士）が選任されることが多い。

3 障害者が後見制度を利用する端緒は？

4 リボ払いの行き詰まり。多額の負債。自己破産。同時に、今後、本人管理で平気か？

→障害の程度によっては、高齢者同様、本人の預貯金口座を全面的に後見人が管理し、必要な生活費を渡す仕組みにした方がよいのかもしれない。

→高齢者とは少し異なり、一部後見人（保佐人、補助人）が管理し、日常生活費程度の口座は、本人が管理する仕組みで足りるかもしれない。

→保佐人、補助人は、一定の代理権、同意権を裁判所から付与してもらう。個別事案ごとにバラバラ。

※同意権

メリット

- 1 経済的被害回復、さらなる経済的被害を防止できる。
- 2 新たな借金や不要な契約を事後的に取り消すことができる(取消権、同意権)。
- 3 障害者本人が「大きな事故」「大きな失敗」に遭わない程度に、伴走することによって、日常生活を平穏に送れることに協力できる。
- 4 権利の主体である本人の意思決定支援をすることによって、人生に伴走することによって、本人の権利擁護に役立つ。有意義な人生を送れるよう助力できる。

デメリット

1 現行法では、いったん制度利用開始すると、後日、選任が取り消しされる可能性は低い。

(1) 経済的被害回復ができた場合、具体的出番が少ない時がある。しかし、1年に1回後見報酬は発生する。

(2) 精神障害の急性期のときは、具体的出番があるかもしれないが、落ち着いてきた場合には、具体的出番がないこともよくある。しかし、1年に1回後見報酬は発生する。

(3) 自己破産直後は、本人も金銭管理を委ねるものの、次第に、お金が自由にならないことを不自由に感じ、「自分のお金をなぜ自由に使わせないんだ」と、金銭管理への拒否反応を示す場合がある。収入が一定額あると、町の報酬助成制度は利用できない。

2 平穏な高齢者事案では、市民後見人養成講座受講済みの方に支援員として協力してもらったことが比較的容易だが、合理的な金銭管理ができない本人、お金の使い方について適切な優先順位立てができない本人に対し、イライラを募らせてしまいかねない。合理的な金銭管理ができるようになるわけではない。

← 合理的な金銭管理ができるようになることはなかなか難しいので、「大きな事故」「大きな失敗」に遭わない程度に伴走していくしかない。(法人後見内で愚痴りながら業務遂行することで精神的負担を軽減することになるのではないか。)

4 根室管内の課題

1 釧路市のように、市民後見人（個人）が誕生する見通しは全くない。専門職も皆無。受け皿がほぼない。

→社協等、法人後見での選任数を増やし、平穏な高齢者事案には、養成講座を受講した支援員に積極的に関与してもらう。平穏な障害者事案も同様。

2 高齢者事案でも平穏でない事案、日々四苦八苦が予想される障害者事案については、支援員では対応が難しい可能性があるので、できるだけ専門職が対応するほかないかもしれない。法律職は独立自営のことが多いが、福祉職はどこかに勤務していることが多い（民間、町、病院）。管内には福祉職も少ないので、利益相反の点はある程度柔軟に考え、福祉職も後見人や法人後見支援員として、町内障害者の支援ができるようにしてはどうか。町職員が町民の後見人となることを許容してはどうか。

今秋、標津町のひまわり、標津病院、標津町内介護事業所等と勉強会を提案中。

成年後見人が選任されたら、何でもやってくれるわけではない。何でもやれるわけではない。

- ・入院手術の場面
- ・死亡後の葬儀、火葬許可、火葬、遺骨引き取りの場面
- ・葬式費用、電気、水道、ガスの最後の支払いはどうする？

根室管内の法律専門家

【中標津】

- ▶ 梅本英広(弁護士)、小田康夫(弁護士)、伊藤啓太(弁護士)
- ▶ 佐々木 富昭(司法書士)、宗形一輝(司法書士)

【別海】

- ・菅原日出男(司法書士)、丹羽大地(行政書士)、佐々木陽祐(司法書士)

【根室】

- ・山部優太(弁護士)、保坂いづみ(弁護士)、佐藤敏三(司法書士)

→専門家が少ない。後見業務をやらない専門家もいる。

→市民後見人養成講座受講者も一人でするには気が引ける？

後見ネット道東の設立、試行開始

→養成講座を受講した方は、関心はあるものの、個人として選任されることに心理的躊躇があり、一歩踏み出せない。

そこで、令和2年12月に(一社)後見ネット道東というハコを用意しました。

利益相反の問題がない限り、法人として受けられない事案は存在しないと思っており、法人として、後見人、保佐人、補助人に選任されて後見業務を遂行しています。

具体的には、財産管理の主担当と身上監護面の主担当を決め、本人情報を把握するとともに、チャットワークを利用して、理事者らが常時本人情報を共有しながら、様々な意見も募りつつ、事案整理や意思決定をしています。ときに本人に深くかかわる福祉職もチャットワークに参加してもらっています。古い不動産処分、債務整理(自己破産)、取消権行使の場面は、主に猪原が担当している場面ですが、どんな作業なのか、裁判所への報告ややり取りもすべて共有し、参加者に全部見せながら関係者の経験値も上げています。

法人後見の効用(個人的感想含む)

- 1 被後見人の人生を市民後見人個人で背負えますか？個人が選任されるわけではないので、心理的負担が軽減。
- 2 後見人は、誰に愚痴をこぼせばいいですか？法人内で相談しながら、愚痴りながら、後見業務を進めることができる。
- 3 事案によって、専門職、福祉職、市民後見人の最適なスタッフを担当者にすることができる。市民後見人の活躍の場ができる。
- 4 後見業務の永続性。猪原が死んでも業務を止めるわけにいきません。

おわり

ご清聴ありがとうございました！